

**地方独立行政法人くまもと県北病院機構
第 2 期中期目標**

令和 2 年 10 月 16 日

くまもと県北病院機構設立組合

目次

前文	2
第1 中期目標の期間	3
第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	3
1 提供する医療サービスの充実	3
(1) 救急医療の充実	3
(2) 患者ニーズに応じた良質な高度・専門医療の提供	3
(3) がん医療の強化	3
(4) 小児医療の充実	3
(5) 災害時及び重大な感染症の流行時等における医療協力	3
(6) 予防医療の充実	3
(7) 在宅への復帰支援	3
2 業務の質の向上	3
(1) 安全な医療機関としての環境づくり	3
(2) 信頼される医療の提供	3
(3) 職員の接遇向上	4
(4) 待ち時間の改善	4
3 地域医療連携の推進と地域医療への貢献	4
(1) 地域医療連携の推進	4
(2) 地域の医療水準向上への貢献	4
(3) 総合診療専門医の育成	4
(4) 地域住民への保健医療情報の発信及び啓発等	4
第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項	4
1 効率的な運営管理体制の確立	4
(1) 法人運営管理体制の確立	4
(2) 適切かつ計画的な人員配置	4
(3) 職員の職務能力の向上	5
(4) 組織風土の醸成	5
(5) 施設設備の整備及び更新	5
第4 財務内容の改善に関する事項	5
1 収益の確保と費用の節減	5
(1) 経営基盤の強化	5
(2) 収益力の向上及び経費削減	5
(3) 経営改善の実施	5
第5 その他業務運営に関する重要事項	6
1 財務体質の強化に関する特記	6
2 法令・社会規範の遵守及び情報公開	6

前 文

地方独立行政法人くまもと県北病院機構(以下「病院機構」という。)は、平成29年10月1日に公立玉名中央病院企業団の独立採算制と経営基盤をより強固にするため設立された公営企業型地方独立行政法人である。

平成30年4月1日からは、国が進める公立病院改革プランの柱でもある「再編・ネットワーク」を取り入れ、一般社団法人玉名郡市医師会立玉名地域保健医療センターとの経営統合を行い2病院体制での運営を行ってきた。

第1期中期目標期間中においては、医療機能の充実及び経営改善に取り組んだものの令和元年度末から流行し始めた新型コロナウイルスの影響もあり目標である経常収支比率100%を達成できていない。

また、第1期中期目標期間中には、2病院の統合病院として総事業費約187億円を投じた「くまもと県北病院」が完成し、今後、熊本県北地域における急性期医療を担う中核病院として求められる医療機能が明確になると同時に地域医療連携の重要な一翼を担うことになる。

これらのことから、病院機構にあつては、地域医療において「くまもと県北病院」に求められる病院像を念頭に置いて、第1期中期目標期間中の運営面及び経営面における実績を顧みながら、内部統制を図るとともに組織内のコミュニケーションを高め、ひとつの病院となる意識をより強く持つ必要がある。

第2期中期目標においては、自立性、機動性及び透明性の高い業務運営マネジメントをより確実に実現するため、その達成すべき業務運営に関する目標を改めて定め、これを指示することとし、病院機構は採るべき措置を考慮して第2期中期計画を作成し、それを着実に実施することにより「くまもと県北病院」を利用する患者、その家族及び地域住民の期待と信頼に最大限応えていくことを切望する。

くまもと県北病院機構設立組合

組 合 長 藏 原 隆 浩

第1 中期目標の期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間とする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 提供する医療サービスの充実

(1) 救急医療の充実

県北地域の中核病院として、救急受入体制を強化し、特に脳疾患、心疾患について機能の充実を図り、救急医療の提供に重点を置き取り組むこと。また、有明消防本部との連携によるワークステーションの構築に協力し、より一層の救急医療の拡充を図ること。

(2) 患者ニーズに応じた良質な高度・専門医療の提供

地域の医療ニーズに対応すべく、良質な高度・専門医療を提供する体制を整え、診療科の枠を超えたチーム医療に取り組むこと。

(3) がん医療の強化

がん医療に関する地域医療機関との連携の強化に努め、地域全体での幅広いがん医療提供体制を整備すること。

(4) 小児医療の充実

県北地域の小児医療拠点病院として提供する医療の充実・強化を図ること。

(5) 災害時及び重大な感染症の流行時等における医療協力

地域災害拠点病院として平時から関係機関との連携を図り、災害時及び重大な感染症流行の発生に備え、必要な人的・物的資源を整備し、地域の拠点医療機関としての役割を果たすこと。

(6) 予防医療の充実

健康診断の精度の向上を図り、がん及び生活習慣病に対する予防、早期発見、早期治療を推進すること。

(7) 在宅への復帰支援

患者の早期の在宅復帰を支援するため、急性期、回復期リハビリテーションの強化を図ること。

2 業務の質の向上

(1) 安全な医療機関としての環境づくり

安心して受診できる医療機関であるため、医療事故、院内感染等に関する情報の収集及び分析を行い安全な医療を提供できる万全の環境を整えること。

(2) 信頼される医療の提供

患者やその家族に現在の病状・予想される副作用・代替の治療法について十分な説明を行い、患者やその家族が納得する医療を提供すること。また、治療法等の判断に当たって、主治医とは別の医師の意見を聴くセカンドオピニオンの提案による適切な情報開示等を通じて、患者やその家族に信頼される医療を提供すること。

(3) 職員の接遇向上

来院者に対して丁寧な心のこもった接遇を行うこと。

(4) 待ち時間の改善

診察、検査、手術等における待ち時間の改善を図ること。

3 地域医療連携の推進と地域医療への貢献

(1) 地域医療連携の推進

「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、急性期医療における県北地域の中核病院として、地域の病院・診療所及び介護施設等との機能分担及び連携を深め、患者が退院後も切れ目のないケアを受けられる医療体制を整えること。

(2) 地域の医療水準向上への貢献

臨床研修協力病院として、臨床研修医の受入れや看護学生及び薬学生等の実習の受入れを計画的に行い、地域における医療従事者の育成を進めること。また、地域の医療従事者の医療水準向上のための研修を実施するほか、玉名郡市医師会会員をはじめとする地域の医療機関に対して医療機器や病床を提供し共同利用するなど、地域医療支援病院として求められる役割を果たすこと。

(3) 総合診療専門医の育成

公立玉名中央病院に設置された「地域医療実践教育玉名拠点」を継承し、地域医療の現場での総合診療専門医育成に努めること。

(4) 地域住民への保健医療情報の発信及び啓発等

保健医療に関する知識や情報を地域住民に対し発信し啓発すること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 効率的な運営管理体制の確立

(1) 法人運営管理体制の確立

法人の果たすべき役割を十分理解した上で運営管理体制を確立し、中期目標を着実に達成できるよう業務運営や財務管理の改善及び効率化を進め、病院の経営基盤を確保すること。

(2) 適切かつ計画的な人員配置

良質で安全な医療を提供するため、計画的かつ適切な人員配置を行い、効果的な医療の提供及び効率的な業務運営に努めること。

① 医療専門職の確保

提供する医療水準を向上させるため、必要な医療従事者については、計画的な確保を進めること。

② 事務部門の人材の確保と育成

病院実務に精通した職員を確保・育成し、事務能力の向上を図ること。特に収支を管理する経理や収益を増加させる事業運営計画を立てる部署の強化を図るための人材確保を行うこと。

(3) 職員の職務能力の向上

職員を適材適所に配置することで、効率的な職場を実現し、業務・業績の向上に繋げることが出来る職場環境の整備に努め、職員の努力が評価され、業績に反映されるなど、その能力を最大限発揮できる人事考課を推進し、職務能力の向上を図ること。また、就労意欲を高め、働きやすい環境を整備すること。

(4) 組織風土の醸成

組織力の向上に向けて、何のための業務を行っているのか、使命は何なのか、どのような理念のもとに行動しているのかなど業務の方向性を全職員において共有し、継続的に業務改善に対する意見を提案できる組織風土を醸成すること。

(5) 施設設備の整備及び更新

施設及び医療機器等の設備の整備及び更新については、長期的に安全な施設維持に努めるとともに、病院が担う医療機能にふさわしいものとなるよう、地域の医療需要及び医療技術の進展などの必要性および費用対効果などから総合的に判断し、計画的かつ適切に実施すること。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 収益の確保と費用の節減

(1) 経営基盤の強化

独立採算を念頭に診療報酬の改定や法改正等の変化に的確に対応できる体制を整えること。

(2) 収益力の向上及び経費削減

- ① 病院事業全体として効率的な経営を行い、自立した運営を維持すること。
- ② 効果的な病床管理を実施し、病床利用率の向上を図り、適正な診療収入を確保するとともに、未収金の発生防止に努めること。
- ③ 人件費率の目標を設定し、適切な人員の管理を行い、診療材料等調達コストの縮減や後発薬品の使用促進等を図り経費の削減を実施すること。
- ④ 地域の拠点病院として担うべき政策医療の分野(救急医療、小児医療等)においては、玉名市、玉東町からの負担金によることを認識したうえで、重点的な運営を実施すること。
- ⑤ 健診部門については、病院内に設置された健診施設であるメリットを生かし、女性向けの健診やインバウンド健診等にも取り組み受診者の数を増やす取り組みを実施すること。

(3) 経営改善の実施

計画的な資金管理及び調達を行うとともに、安定した病院運営を確保するため、長期的な視点で、収益力の向上や経費削減、資産の有効活用などを着実に実施し経営改善を図ること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 財務体質の強化に関する特記

公営企業型地方独立行政法人においては、独立採算による経営が原則とされている。よって、病院機構としては、設立団体からの運営費の負担はあるものの、その原資が国民から徴収された税金、その他貴重な財源で賄われていることに留意し、使用にあたっては計画を立て適切かつ効率的に運用するものとし、自らもさらなる財務体質の強化策を検討・実行し、病院経営の安定化を図ること。

2 法令・社会規範の遵守及び情報公開

地域住民に信頼される病院として、地域医療機関の模範的役割を果たしていけるよう法令や社会規範等を遵守すること。また、運営の透明性の確保に努め、業務内容や業務運営の改善等の情報発信に積極的に取り組むこと。